

四日市市告示第 4 9 1 号

四日市市税条例（平成 1 6 年四日市市条例第 4 2 号。以下「条例」という。）第 1 8 条の 2 第 1 項の規定に基づき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 3 1 年法律第 3 号）又は条例に基づく申告、申請、請求その他書類（審査請求に関するものを除く。）の提出、又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所地又は本店、主たる事務所若しくは事業所の所在地を有する者に係るもので、その期限が令和 8 年 7 月 2 8 日以降に到来するものについては、その期限を別途市長が定める期日まで延長する。

令和 8 年 8 月 1 3 日

四日市市長 森 智広

指 定 地 域
熊本県八代市、宇土市、宇城市、八代郡氷川町

（財政経営部市民税課）